（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示の施行の際現に農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十五条第一項の認定を受けている農林物資の小分け業者（同項に規定する小分け業者をいう。）及び同法第十九条の四の認定を受けている農林物資の外国小分け業者（同法第十七条の二第一項第二号に規定する外国小分け業者をいう。）は、この告示による改正後の有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての小分け業者及び外国小分け業者の認定の技術的基準の二の2の(5)及び四の2の(1)のウの規定にかかわらず、この告示の施行の日から一年間は、小分けの管理記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項又は出荷後に有機農産物、有機加工食品、有機飼料若しくは有機畜産物の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項について、内部規程又は格付表示規程を整備しないことができる。

○農林水産省告示第千二百六十号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十六条の規定に基づき、有機農産物及び有機農産物加工食品についての輸入業者の認定の技術的基準（平成十七年十一月二十五日農林水産省告示第千八百三十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月一日

農林水産大臣　森山　**裕**

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示の施行の際現に農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十五条の二第一項の認定を受けている指定農林物資（同法第十九条の十五第一項に規定する指定農林物資をいう。）の輸入業者は、この告示による改正後の有機農産物及び有機農産物加工食品についての輸入業者の認定の技術的基準の二の2の(3)及び四の2の(1)のウの規定にかかわらず、この告示の施行の日から一年間は、輸入品の受入れ、保管及び包装に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項又は出荷後に有機農産物若しくは有機加工食品の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項について、内部規程又は格付表示規程を整備しないことができる。

○農林水産省告示第千二百六十一号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第二項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、生産情報公表牛肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準（平成十五年十月三十一日農林水産省告示第千七百九十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月一日

農林水産大臣　森山　**裕**

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示の施行の際現に農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十四条第二項の認定を受けている農林物資の生産行程管理者（同項に規定する生産行程管理者をいう。）及び同法第十九条の三第二項の認定を受けている農林物資の外国生産行程管理者（同法第十七条の二第一項第二号に規定する外国生産行程管理者をいう。）は、この告示による改正後の生産情報公表牛肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準の四の1の(4)の規定にかかわらず、この告示の施行の日から一年間は、出荷後に生産情報公表牛肉の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項について、格付規程を整備しないことができる。

○農林水産省告示第千二百六十二号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十三条（同令第五十六条において準用する場合を含む。）規定に基づき、生産情報公表牛肉についての小分け業者の認定の技術的基準（平成十五年十月三十一日農林水産省告示第千七百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月一日

農林水産大臣　森山　**裕**

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示の施行の際現に農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十五条第一項の認定を受けている農林物資の小分け業者（同項に規定する小分け業者をいう。）及び同法第十九条の四の認定を受けている農林物資の外国小分け業者（同法第十七条の二第一項第二号に規定する外国小分け業者をいう。）は、この告示による改正後の生産情報公表牛肉についての小分け業者の認定の技術的基準の四の2の(1)のエの規定にかかわらず、この告示の施行の日から一年間は、出荷後に生産情報公表牛肉の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項について、格付表示規程を整備しないことができる。

○農林水産省告示第千二百六十三号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第二項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、生産情報公表豚肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準（平成十六年六月二十五日農林水産省告示第千二百二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月一日

農林水産大臣　森山　**裕**

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示の施行の際現に農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十四条第二項の認定を受けている農林物資の生産行程管理者（同項に規定する生産行程管理者をいう。）及び同法第十九条の三第二項の認定を受けている農林物資の外国生産行程管理者（同法第十七条の二第一項第二号に規定する外国生産行程管理者をいう。）は、この告示による改正後の生産情報公表豚肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準の四の1の(4)の規定にかかわらず、この告示の施行の日から一年間は、出荷後に生産情報公表豚肉の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項について、格付規程を整備しないことができる。

○農林水産省告示第千二百六十四号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十三条（同令第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、生産情報公表豚肉についての小分け業者の認定の技術的基準（平成十六年六月二十五日農林水産省告示第千二百二十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月一日

農林水産大臣　森山　**裕**